

第13章 公害等の苦情及び紛争の処理

第1節 公害等の苦情の発生及び処理状況

府及び市町村が昭和53年度に取り扱った公害に関する苦情件数は8,641件であり、このうち新規に直接受理した件数は6,076件で、前年度に比して151件（2.5%）の増加となっている（表3-13-1）。

表3-13-1 公害に関する苦情の取扱件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規 直接受理	他機関からの移送				
			計	市 他	町 府	村 県	
昭53	8,641	6,076	6	4	2	—	2,559
52	9,195	5,925	16	11	5	—	3,254

第1 苦情の発生状況

1 公害の種類別苦情件数

昭和53年度に新規に直接受理した苦情を公害の種類別にみると、典型7公害に関する苦情が5,496件で全体の90.5%を占めており、このうち騒音に関するものが2,315件で最も多く全体の38.1%を占め、次いで大気汚染1,719件（28.3%）、悪臭539件（8.9%）、水質汚濁475件（7.8%）、振動429件（7.1%）となっている（図3-13-1及び表3-13-2）。

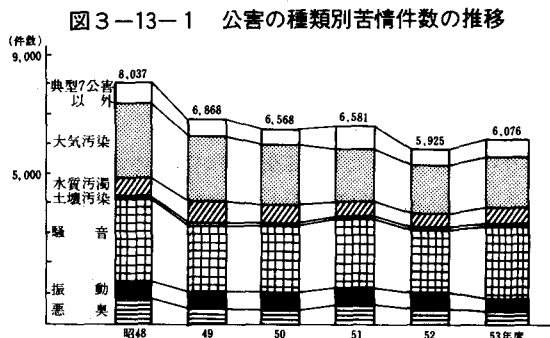


表3-13-2 公害の種類別苦情件数

公害の種類	年度	昭53		52	
	件数	件数	構成比	件数	構成比
典型7公害	大気汚染	1,719	28.3 %	1,716	29.0 %
	水質汚濁	475	7.8	511	8.6
	土壌汚染	16	0.3	7	0.1
	騒音	2,315	38.1	2,152	36.3
	振動	429	7.1	464	7.9
	地盤沈下	3	0.0	1	0.0
	悪臭	539	8.9	594	10.0
	計	5,496	90.5	5,445	91.9
典型7公害以外のもの	日照妨害	20	0.3	16	0.3
	電波障害	36	0.6	22	0.4
	廃棄物	239	3.9	196	3.3
	その他	285	4.7	246	4.1
	計	580	9.5	480	8.1
合計		6,076	100.0	5,925	100.0

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」とのいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した(以下表3-13-7について同じ)。

2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」とでは「生産工場以外のもの」が上回り、「生産工場」のうちでは鉄鋼・非鉄金属・金属製品製造業が938件で最も多く、全体の17.1%を占め、次いで繊維・衣服製造業238件(4.3%)、木材・家具・木製品製造業201件(3.6%)、機械・器具製造業201件(3.6%)となっている。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が708件で最も多く、全体の12.9%を占め、これに商店・飲食店641件(11.7%)、交通機関182件(3.3%)が続いている(表3-13-3)。

表3-13-3 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 53							52			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合 計		合 計	
									件 数	構成比 [%]	件 数	構成比 [%]
生 産 工 場	食 料 品	52	19	—	54	5	—	30	160	2.9 [%]	147	2.7 [%]
	織 維・衣 服	67	28	1	112	20	—	10	238	4.3	315	5.8
	木材・家具・木製品	126	4	—	64	2	—	5	201	3.6	234	4.3
	パルプ・紙製品	16	9	—	25	10	—	6	66	1.2	83	1.5
	石油・化学製品	72	20	1	32	5	—	28	158	2.9	187	3.4
	ゴム・皮革製品	14	—	—	9	5	—	9	37	0.7	42	0.8
	窯業・土石製品	43	6	6	31	5	—	1	92	1.7	78	1.4
	鉄鋼・非鉄金属製品	277	41	1	406	134	—	79	938	17.1	1,112	20.5
	機 械・器 具	53	14	1	99	17	—	17	201	3.6	221	4.1
	そ の 他	118	26	1	160	24	1	37	367	6.7	323	5.9
計	838	167	11	992	227	1	222	2,458	44.7	2,742	50.4	
生 産 工 場 以 外 の も の 不 明	修 理 工 場	52	5	—	33	1	—	12	103	1.9	125	2.3
	土 木・建 築 工 事	190	13	—	361	132	—	12	708	12.9	636	11.7
	交 通 機 関	20	—	—	122	37	—	3	182	3.3	141	2.6
	牧 畜・養 豚・養 鶏 場	3	24	—	—	—	—	47	74	1.3	51	0.9
	下 水・清 掃 事 業	23	18	1	3	—	—	17	62	1.1	41	0.8
	娯 楽 遊 興 ス ポー ツ 施 設	2	5	—	27	—	—	1	35	0.6	45	0.8
	一 般 家 庭	37	29	—	61	1	—	21	149	2.7	104	1.9
	鉱 業	—	3	—	1	—	—	2	6	0.1	4	0.1
	商 店・飲 食 店	91	17	1	476	13	1	42	641	11.7	437	8.0
	事 務 所	28	3	—	20	—	—	7	58	1.1	58	1.1
そ の 他	56	118	—	5	1	1	44	225	4.1	842	15.4	
不 明	379	73	3	214	17	—	109	795	14.5	219	4.0	
計	881	308	5	1,323	202	2	317	3,038	55.3	2,703	49.6	
合 計	1,719	475	16	2,315	429	3	539	5,496	100.0	5,445	100.0	

3 被害の地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,944件と最も多く、全体の35.4%を占め、住居専用地域を含めた住居系地域では2,906件と全体の半数以上(52.9%)に達している。このほか、準工業地域、工業地域、工業専用地域の工業系地域が1,627件(29.6%)、近隣商業地域、商業地域の商業系地域が625件(11.4%)となっている(表3-13-4)。

表3-13-4 被害の地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 53							52			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計	
									件数	構成比%	件数	構成比%
都市計画法による 都市計画区域	第1種住居専用地域	27	12	—	67	5	—	16	127	2.3%	121	2.2%
	第2種住居専用地域	232	90	4	381	53	—	75	835	15.2%	757	13.9%
	住居地域	598	124	—	875	167	—	180	1,944	35.4%	1,877	34.5%
	小計	857	226	4	1,323	225	—	271	2,906	52.9%	2,755	50.6%
	近隣商業地域	31	7	—	106	16	—	15	175	3.2%	154	2.8%
	商業地域	122	9	—	230	33	1	55	450	8.2%	440	8.1%
	小計	153	16	—	336	49	1	70	625	11.4%	594	10.9%
	準工業地域	448	91	3	455	105	1	128	1,231	22.4%	1,340	24.7%
	工業地域	131	19	—	113	41	—	35	339	6.2%	420	7.7%
	工業専用地域	40	5	—	5	4	—	3	57	1.0%	28	0.5%
小計	619	115	3	573	150	1	166	1,627	29.6%	1,788	32.9%	
その他	71	99	8	60	1	1	28	268	4.8%	306	5.6%	
計	1,700	456	15	2,292	425	3	535	5,426	98.7%	5,443	100.0%	
都市計画区域以外の区域	19	19	1	23	4	—	4	70	1.3%	2	0.0%	
合計	1,719	475	16	2,315	429	3	539	5,496	100.0%	5,445	100.0%	

4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別にみると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで心身の健康を害するに至らない程度のもの)が4,059件で最も多く、全体の73.9%を占め、次いで健康に対する被害611件(11.1%)、財産に対する被害518件(9.4%)となっている(表3-13-5)。

表 3-13-5 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 53								52		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		件数	構成比
									件数	構成比		
健康		270	16	—	218	34	—	73	611	11.1%	671	12.3%
財産		374	21	2	23	89	—	9	518	9.4	517	9.5
動物・植物		15	110	12	—	—	—	1	138	2.5	166	3.1
感覚的・心理的		1,026	266	—	2,010	304	1	452	4,059	73.9	4,002	73.5
その他		34	62	2	64	2	2	4	170	3.1	89	1.6
合計	件数	1,719	475	16	2,315	429	3	539	5,496	—	5,445	—
	構成比	31.3%	8.6	0.3	42.1	7.8	0.1	9.8	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

第2 苦情の処理状況

昭和53年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決(直接処理)したものは5,877件で、取扱件数8,641件の68.0%を占め、前年度に比して1.5ポイントの減少となっている(表3-13-6)。

これを処理内容別にみると、府・市町村の措置又は説明に納得したのが1,026件と最も多く、全体の17.4%を占め、次いで防除施設の設置・改善785件(13.4%)、作業の停・廃止、行為の中止747件(12.7%)、生産工程・作業方法の改善500件(8.5%)となっている(表3-13-7)。

また、府警察機関における苦情の処理状況及び公害関係事犯検挙状況はそれぞれ表3-13-8及び表3-13-9のとおりであり、農業関係の苦情の処理状況は表3-13-10のとおりである。

表 3-13-6 苦情処理件数

年度	合計	処 理 件 数						その他翌年度へ繰越等
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送					
			計	市町村 他府県	警察	国の機関	他の機関	
昭53	8,641	5,877	197	26	60	49	62	2,567
52	9,195	6,395	126	51	46	2	27	2,674

表 3-13-7 処理内容別苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典型 7 公害									典 型 7 公 害 以 外 の 情 況	合 計	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 沈	悪 臭	計	件 数		構 成 比	
工場等移転	25	2	-	62	16	-	10	115	6	121	2.1%	
作業停・廃止 行為の中止	460	20	-	133	29	-	65	707	40	747	12.7	
防除施設の設置・改善	272	77	-	301	43	-	71	764	21	785	13.4	
機械施設の移転	7	2	-	35	4	-	2	50	1	51	0.9	
機械施設の改善	114	13	-	203	16	-	29	375	4	379	6.4	
故障の修理復旧	66	31	4	25	2	-	20	148	2	150	2.5	
生産工程・作業方法 の改善	172	23	-	194	43	-	51	483	17	500	8.5	
作業時間の変更	9	2	-	182	12	-	1	206	4	210	3.6	
原因物質の除去等	76	58	3	7	4	-	45	193	133	326	5.5	
府・市町村の措置 又は説明に納得	193	83	1	401	122	4	81	885	141	1,026	17.4	
当事者間で解決	51	19	2	195	57	-	24	348	61	409	7.0	
そ の 他	290	124	1	421	98	-	151	1,085	88	1,173	20.0	
合 計	1,735	454	11	2,159	446	4	550	5,359	518	5,877	100.0	

(注) 前年度からの繰越分を含む。

表 3-13-8 府警察機関における公害関係苦情処理状況 (昭和53年)

区 分	公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	廃 棄 物 等	合 計
処理	説 論 等	63	18	1,460	7	30	111	1,689
	行政引継ぎ (通報)	12	35	52	3	58	80	240
合 計		75	53	1,512	10	88	191	1,929

(注) 1 交通公害を除く。

2 「説論等」とは警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

表 3-13-9 公害関係事犯検挙状況 (昭和53年)

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	悪 臭	廃 棄 物 等	合 計
検挙件数	21	36	2	5	5	191	260

表3—13—10 農業関係の苦情処理状況（昭和53年度）

公害の類	発生原因	受 年 月 理 日	被 害 対 象	被害場所	被害状況 (苦情内容)	措 置
水質汚濁	工場排水	昭 53. 4. 7	水 稻	寝屋川市堀溝	水稻の生育障害及び枯死症状 (ベンゼン)	現地調査、土壌分析及び原因究明試験の結果、ベンゼン及び有機物質による被害と判定、工場内の廃液が水田に流入しないよう措置することを指示。 (昭53.8.7)
水質汚濁	廃棄物の浸出	53. 4. 16	水 稻 野 菜	河 南 町 平 石	農作物への生育障害のおそれ	現地調査及び土壌分析の結果、下流の農業用水利用による農作物生育障害はないものと判定した。 (昭53.6.26 回答)
大気汚染	工場ガス	53. 5. 19	ミカン	堺 市 北 田 中	温州ミカンの果実の褐変壊死症状	現地観察調査、現地障害究明試験並びにガス暴露試験により調査を実施した。塩素系化学物質による被害症状に早ぼつによる日焼け症状が附加されたものと判定した。 (昭54.3.31 回答) (昭52年度から継続調査)
大気汚染	工場ガス	53. 6. 5	ソラマメ	泉 南 市 新 家	ソラマメ枯死症状 (硫酸ミスト)	現地調査及びソラマメの植物体分析の結果、硫酸ミストによるものと判定。 (昭53.6.27 回答)
水質汚濁	工場排水	53. 8. 23	ナ ス	河 南 町 神 山	ナスの葉枯れ症状	現地調査及び土壌分析の結果、ナスの葉枯れの原因は、青枯病が主で、それを油の流入が助長したものと判定。 (昭53.10.7 回答)
水質汚濁	工場排水	53. 9. 27	水 稻	松 原 市 西 野 々	水稻枯死及び生育障害	現地調査並びに土壌分析による原因究明を行った。また、工場排水処理施設、整備改善後の排水を用い水稻栽培試験を実施した。その結果障害なしと判定。 (昭54.2.15 完了) (昭52年度から継続調査)

公害の種類	発生原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況(苦情内容)	措置
水質汚濁	工場排水	昭53.10.3	野菜	阪南町 鳥取中	タマネギ、キャベツ等の生育障害(亜鉛)	現地調査及び土壌分析の結果、亜鉛による被害と判定し、土壌改良剤、堆肥の投入及び深耕、客土の対策を指導。 (昭53.12.8 回答)
水質汚濁	工場排水	53.10.17	水稲	河内 長野市 高向	水稲の生育障害及び葉枯れ症状(ホルマリン)	現地調査及び土壌植物体分析の結果、ホルマリンによる被害と判定し、工場排水が水田に流入しないよう措置することを指導。 (昭53.12.12 回答)
大気汚染	工場排ガス	53.12.11	花卉(フリージャ)	泉南市 信達市場	フリージャの葉枯れ症状(フッ素)	現地調査及び植物体分析の結果、フッ素によるものと判定。 (昭54.2.13 回答)
水質汚濁	工場排水	54.1.19	野菜(ナタネ菜)	岸和田市 尾生町	ナタネ菜の生育障害(ニッケル、銅)	現地調査及び土壌分析の結果、ニッケル、銅による被害と判定し、土壌改良剤の投入及び深耕の対策を指導。 (昭54.3.19 回答)

第2節 公害紛争の処理

第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国においては公害等調整委員会、都道府県においては都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づき大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造りの深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

第2 紛争の処理状況

府公害審査会における昭和53年度末までの公害紛争に係る調停等の受理件数は33件、終結件数は20件である。このうち昭和53年度中における取扱件数は、前年度からの繰越し13件、新規受理6件の、合計19件でこれらについて紛争の調停の手続を進めてきた結果、6件が終結した（表3-13-11及び表3-13-12）。

表3-13-11 公害紛争の取扱状況

（昭和54年3月31日現在）

年 度	件 数	受 理 件 数	終 結 件 数	翌年度への繰越件数
昭45～49		16	7	9
50		4	3	10
51		2	2	10
52		5	2	13
53		6	6	13
合 計		33	20	—

表 3-13-12 公害紛争の処理(終結)概要 (昭和53年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和52年(調)第1号(萱島)事件</p> <p>〔寝屋川市萱島における京阪電 気鉄道の車輛通行に伴って発 生する騒音・振動に対する慰 謝料請求〕</p> <p>調停委員 小室直人 (調) 喜田村 正次 辰 巳 忠次</p>	調 停	<p>申請 昭52. 5. 10</p> <p>受理 52. 5. 27</p> <p>終結 53. 6. 21</p>	<p>昭和52年度 9回</p> <p>53年度 2回</p> <p>合計 11回</p>
<p>昭和52年(調)第3号(和泉織布工 場)事件</p> <p>〔和泉市における織布工場から 発生する振動に対し、操業時 間の短縮を求める請求〕</p> <p>調停委員 依 静 夫 (調) 田 中 良太郎 木 俣 正 夫</p>	調 停	<p>申請 昭52. 10. 15</p> <p>受理 52. 10. 28</p> <p>終結 53. 7. 21</p>	<p>昭和52年度 4回</p> <p>53年度 2回</p> <p>合計 6回</p>
<p>昭和53年(調)第1号(シャトーモ ンシェリー)事件</p> <p>〔大阪市都島区マンション建築 に伴う騒音・振動による被害 に対する慰謝料請求〕</p> <p>調停委員 谷 口 知 平 (調) 大和田 國 夫 松 山 茂二郎</p>	調 停	<p>申請 昭53. 1. 9</p> <p>受理 53. 1. 27</p> <p>終結 53. 9. 13</p>	<p>昭和52年度 1回</p> <p>53年度 7回</p> <p>合計 8回</p>

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>申請人（3名）それぞれに金100万円及びその金額に対する申請書送達後支払い済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める。</p>	<p>打切り （理由） 当事者双方に歩み寄りがみられず合意の見込みがないと認められるため。</p>
<p>操業時間を午前7時から午後9時までとせよ。</p>	<p>調停成立 (1) 相手方工場の操業時間を午前7時から午後9時までとする。 (2) 相手方は、昭和53年7月31日までに工場移転を完了すること。 (3) 申請人は、相手方工場から発生する振動によってこうむった被害について損害賠償を請求しない。</p>
<p>申請人らに建物損害、生活妨害に対する慰謝料として計810万円の支払いを求める。</p>	<p>打切り （理由） 当事者双方に歩み寄りがみられず合意の見込みがないと認められるため。</p>

事件の表示及び担当委員の氏名	申請区分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和52年(調)第4号(美原塗装工場)事件</p> <p>〔大阪府南河内郡美原町における塗装工場の悪臭に対する防止対策の請求〕</p> <p>調停委員 小室直人 ㊦ 喜田村正次 木俣正夫</p>	調停	<p>申請 昭52. 11. 8</p> <p>受理 52. 11. 25</p> <p>終結 53. 12. 7</p>	<p>昭和52年度 4回</p> <p>53年度 6回</p> <p>合計 10回</p>
<p>昭和53年(調)第4号(八尾化成工場)事件</p> <p>〔合成樹脂射出成型工場から発生する騒音・振動による被害に対する損害賠償及び差止め請求〕</p> <p>調停委員 大川立夫 ㊦ 木俣正夫 田中良太郎</p>	調停	<p>申請 昭53. 8. 14</p> <p>受理 53. 8. 25</p> <p>終結 53. 12. 19</p>	<p>昭和53年度 6回</p> <p>合計 6回</p>
<p>昭和53年(調)第6号(此花区工場騒音)事件</p> <p>〔自動車部品製造工場から発生する騒音・振動による被害に対する家屋の損害賠償及び公害防止対策の請求〕</p> <p>調停委員 谷口知平 ㊦ 喜田村正次 小室直人</p>	調停	<p>申請 昭53. 11. 16</p> <p>受理 53. 11. 24</p> <p>終結 54. 1. 30</p>	<p>昭和53年度 2回</p> <p>合計 2回</p>

申 請 の 概 要	終 結 の 概 要
<p>塗装業の操業に伴う悪臭を相手方工場の外に出さないような設備をせよ。</p>	<p>調停成立</p> <p>(1) 相手方は地上高さ25.850mの煙突を相手方工場内に1本設置すること。</p> <p>(2) 前号の工事完了は昭和54年6月末日を目途とすること。</p>
<p>(1) 家屋修理費用及び生活妨害慰謝料として総額707,000円の支払いを求める。</p> <p>(2) 午後9時以降午前6時までの間工場施設を稼動して操業してはならない。</p> <p>(3) 午前6時以降午後9時までの稼動に際しては、振動を減少させるエアーマット等を充実し、できるだけ振動・騒音を出さぬよう最大の努力をせよ。</p>	<p>打切り</p> <p>(理由)</p> <p>当事者双方に歩み寄りがみられず合意の見込みがないと認められるため。</p>
<p>(1) かわらのふきかえ、壁の塗りかえをせよ。</p> <p>(2) 境界線をこえている部分を撤去せよ。</p> <p>(3) 騒音・振動を止めること。</p>	<p>取下げ</p> <p>(理由)</p> <p>当事者間で合意が成立したため。</p>